岸和田市農業委員会　「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和５年４月７日

岸和田市農業委員会

1. **基本的な考え方**

　本市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から約20ｋｍの立地を活かし、都市近郊農業が盛んで、水ナス、軟弱野菜等は大阪府内で上位の出荷を誇る。また、道の駅「愛彩ランド」にある直売所では岸和田産農産物を販売し、隣接する丘陵地区「農のエリア」では、多様な経営形態に対応した、農業基盤の整備を進めているところである。

　しかしながら、都市化の進行による農地の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、担い手不足が問題となっている。

　このような状況の中、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進（①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用集積・集約化、新規参入）」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

　さらに、都市農業・農地に係る制度は、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されたことにより、大きく転換した。これまで、市街化農地は「宅地化」するものと位置付けられていたものが、「都市にあるべきもの」とされ、都市農地の更なる保全・活用が見込まれている。

　このことから、農業委員会では、農業経営環境の強化のため、行政、農業関係団体との連携を図りながら、地域の農業者に対し、積極的に営農や農地に関する情報について発信、周知に努めるとともに、話し合いを進めていくことが重要であると考えられる。

　ついては、本市の特色である都市近郊農業の持続と発展を図るため、農業委員会等に関する法律第７条第１項の規定に基づき、「農地等の利用の最適化に関する指針」について、次のとおり定めるものである。

　なお、この指針について、農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、随時見直しを行う。

1. **具体的な目標と取り組み方法**
2. 遊休農地の発生防止・解消の評価方法について

　　　遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」

　　に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の

　　公表」のとおりとする。

1. 遊休農地の解消目標

　　　　　遊休農地の割合１％未満を維持する。

1. 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
2. 農地法第30条第１項による「農地利用状況調査」を、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の連携により実施し、実施結果に基づき、法第32条第１項の「農地の利用意向調査」を実施する。具体的には、「利用状況調査(農地パトロール)の実施手順書」に基づき実施する。
3. 農地パトロールについては、農地利用状況調査の時期にかかわらず、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動として適宜実施する。
4. 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構へ貸し出しを希望する農家については、漏れなく農地中間管理機構への手続が行えるようにする。
5. 復元可能な遊休農地については、「岸和田市荒廃農地解消対策補助金交付要綱」に基づき、農地の復元及び担い手への集約に努める。
6. 「農地利用状況調査」の結果、Ｂ分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地」判断を行い、守るべき農地を明確にする。
7. 担い手への農地利用の集積・集約化について
8. 担い手への農地利用集積目標

　　　　　集積面積割2.5％以上を目指す。

1. 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
2. 農地利用等ビジョン

「岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想」に基づき、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に農地を面的に集積することを誘導する等とともに農地中間管理機構との連携や農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進める。

1. 新規参入の促進について
2. 新規参入の促進目標

毎年１経営体の新規参入を目標とする。

1. 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法
2. 関係機関との連携について

大阪府、岸和田市、（一社）大阪府農業会議、（一財）大阪府みどり公社、いずみの農業協同組合等と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。